



## 貝塚市指定有形文化財「要家文書」の追加指定について

貝塚市教育委員会では、貝塚市文化財保護条例第4条の規定にもとづき、下記の文化財を追加指定しました。

### 記

1. 指定日 令和5年3月31日

2. 名称等

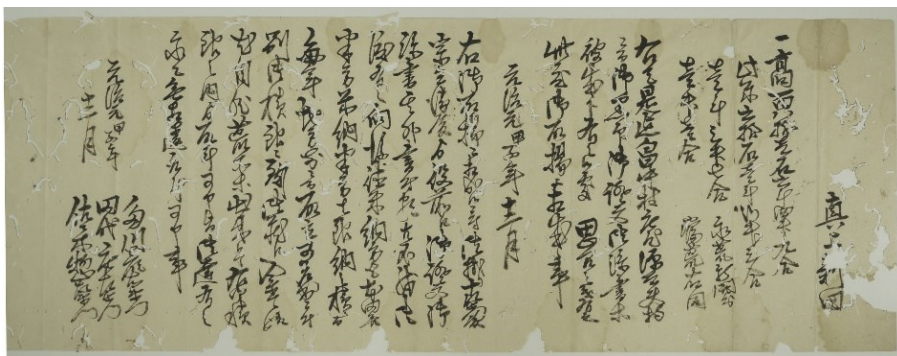
有形文化財<古文書>

名称	員数	所有者	時代
かなめけもんじょ 要家文書	一式 (11,484点) ※平成21年3月30日に指定した39,801点と合わせ、 総点数は51,285点となります	個人	中世～近代

3. 概要

かなめけ ちゅうせい どごう けいふ ひくきゅうか え どじだいちゅうき きしわだはん しちにんじょうや  
 要家は、中世の土豪の系譜を引く旧家であり、江戸時代中期からは岸和田藩の七人庄屋を  
 つとめたきゅうか  
 務めた旧家です。貝塚市教育委員会では、要家が所有されている膨大な量の古文書を調査し、  
 平成21年3月30日に39,801点を市指定有形文化財 要家文書として指定いたしました。

しかしその後、要家では新たに多くの古文書が発見されたことから、本市教育委員会が改めて調査を実施しましたところ、これら古文書は、江戸時代から明治時代初期までのはたけなか こうざき 畠中村・神前村関係の古文書やまかみしんでん 真上新田村（現岸和田市）関係の古文書（写真）、岸和田藩の藩札、近現代（戦前期）の文書など11,484点に及び、先に指定した古文書とともに本市の歴史を解き明かす貴重な史料であることを確認したことから、追加指定したものです。



問い合わせ先  
 社会教育課  
 文化財担当 地村  
 072-433-7126